

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律			法令番号	昭和23年法律第140号			
手続名	動物の飼養又は収容の許可(1/3)			根拠条項	第9条第1項			
審査基準	<p>知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物(牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏及びあひる)を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとにその施設の所在地の知事の許可を受けなければならない。</p>							
	<p>1 申請書記載事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 施設の所在地 (3) 動物の種類及び数 (4) 施設の構造設備の概要 (5) 施設の管理者の氏名及び住所</p> <p>2 添付書類 (1) 施設の構造設備を明らかにした図面 (2) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。 ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。 (3) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>3 許可が必要な動物の数 (1) 牛 1頭 (2) 馬 1頭 (3) 豚 1頭 (4) めん羊 4頭 (5) やぎ 4頭 (6) 犬 10頭 (7) 鶏(30日未満のひなを除く。) 100羽 (8) あひる(30日未満のひなを除く。) 50羽</p>							
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	10日	目次
						標準経由期間	日	No.

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律	法令番号	昭和23年法律第140号
手続名	動物の飼養又は収容の許可(3/3)	根拠条項	第9条第1項
審査基準	<p>(2) 鶏又はあひるの飼養、収容施設</p> <p>ア 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さを有すること。</p> <p>イ 鶏の家きん舎の床は、清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。</p> <p>ウ あひるの家きん舎の床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>エ あひるの家きん舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>オ 汚物処理施設として、鶏の家きん舎にあっては汚物だめを、あひるの家きん舎にあっては汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。</p> <p>カ 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性の材料で造られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>キ 家きん舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>ク 排水溝は、不浸透性の材料で造られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>ケ 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発生するものにあつては、次の要件を備えること。</p> <p>(ア) 床は、不浸透性の材料で造られ、これに適当なこう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>(イ) 臭気を適切に処理することができる構造が設けられていること。</p> <p>(ウ) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じて適当な容積を有する容器が備えられていること。</p> <p>5 都道府県知事が指定する区域 化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定 (平成16年佐賀県告示767号)</p>		
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関
	交付機関	保健福祉事務所	
	標準処理期間	10日	目次
	標準経由期間	日	No.